

警報等発表時の対応について

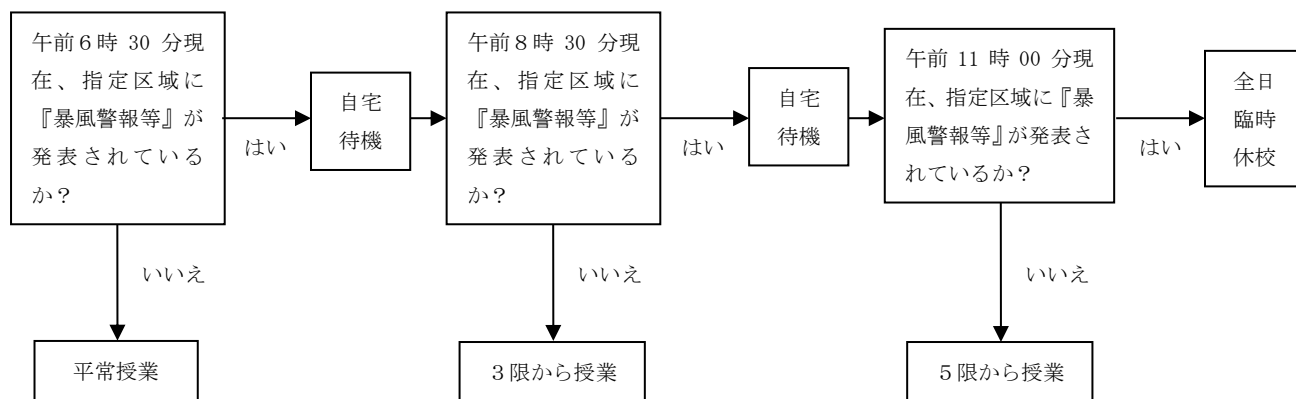
テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意して、「京都府南部」「京都・亀岡」または「京都市」（以下、指定区域と記す）に『暴風警報等（※注）』が発表されている場合の対応は、以下のとおりとします。

※注 『暴風警報等』は次のいずれかを指す

- ① 「暴風警報」
- ② 「大雨危険警報」または「氾濫危険警報」
- ③ すべての「特別警報」
- ④ ②、③の特別警報等が解除された後に切り替わったすべての「警報」
- ⑤ 学校所在地への「避難指示」

◎『暴風警報等』が発表されたときの対応手順

- 1) 午前6時30分現在で解除されている場合 → 平常授業
- 2) 午前8時30分までに解除された場合 → 10:55より SHR、その後3限の授業から授業開始
- 3) 午前11時00分までに解除された場合 → 13:30より SHR、その後5限の授業から授業開始
- 4) 午前11時以降、引き続き暴風警報等が発表されている場合
→ 終日臨時休校（登校しないこと）



『暴風警報等』が発表されていない場合でも、居住地や通学路周辺で避難勧告等が出された場合や、気象状況及び交通機関の運休等により安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡の上登校を控えてください。

特別警報または危険警報が警報に切り替わった場合でも、自宅待機を継続します。

たとえば、大雨特別警報または大雨危険警報から大雨警報に切り替わった場合でも自宅待機を継続します。これは、大雨特別警報または大雨危険警報解除後も河川の増水・氾濫、道路冠水、土砂災害などにより通学路の安全を確保できない状況が考えられるためです。

また、生徒の在校中に『暴風警報等』が発表された場合は、状況判断の上で措置をとります。